

5 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

5.1 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

- 国土交通省では、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導²⁰を行っています。
- 平成 20 年度は、次表のとおり、12 の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計 19 件行い、改善を求めました²¹。

表6:事故等の報告に基づく行政指導の実施状況(平成 20 年度)

事業者	指導の概要	発出日
JR 東日本	鉄道の安全・安定輸送の確保について	H20. 4.10
JR 北海道	車両の定期検査の適正な実施について	H20. 4.11
福井鉄道	軌道の安全確保の徹底について	H20. 4.22
JR 東日本	鉄道の安全確保について	H20. 6. 6
阿佐海岸鉄道	鉄道の安全輸送の確保について	H20. 7. 3
三岐鉄道	鉄道の安全輸送の確保について	H20. 7. 8
東京地下鉄	安全・安定輸送に対する取り組みの強化について	H20. 7.18
近畿日本鉄道	鉄道の安全輸送の確保について	H20. 8.13
JR 東日本	鉄道の輸送障害について	H20. 9.18
阪急電鉄	鉄道の安全輸送の確保について	H20. 9.21
JR 東日本	新幹線の輸送障害について	H20. 9.28
富山地方鉄道	鉄道の安全輸送の確保について	H20. 9.30
名古屋臨海高速 鉄道	鉄道の安全輸送の確保について	H20.10.23
JR 西日本	工事に伴う安全確保の徹底について	H20.12.12
長崎電気軌道	輸送の安全確保について	H20.12.12
JR 東日本	新幹線の輸送障害について	H20.12.30
JR 北海道	輸送の安全確保について	H21. 2.14
JR 西日本	保守作業時の安全確保の徹底について	H21. 2.20
近畿日本鉄道	鉄道の安全輸送の確保について	H21. 2.27

²⁰ 鉄道事業法第 23 条等に基づき国土交通省が行います。

²¹ 事故等の報告に基づく行政指導とそれに対する主な改善報告の内容を資料3に掲載しています。

5.2 保安監査の実施状況

- 国土交通省では、全国 203 鉄軌道事業者(平成 20 年度末現在)に対して、輸送の安全を確保するための取組み、施設・車両の管理・保守、運転の取扱いが適切かどうかについて、保安監査²²を行っています。
- 平成 20 年度は、計画的な保安監査を 54 の鉄軌道事業者に対して計 73 回実施し、その結果に基づいて 30 の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計 31 件行い、改善を求めました。
- また、計画的な保安監査ほか、輸送の安全を確保するための取組みが適正かどうか等について確認する必要がある場合に、特別な保安監査を実施しています。平成 20 年度は 2 事業者に対して実施し、その結果に基づいて次表に掲げる文書による行政指導を行い、改善を求めました²³。

表7:特別保安監査結果に基づく行政指導の実施状況(平成 20 年度)

事業者	概要	発出日
阿武隈急行	出発信号機の故障時に代用閉そくを施行することなく列車を出発させたことが認められたため保安監査を実施し、安全に関する取組みの全社的見直し、運転取扱いにおける実施基準の遵守、教育計画の策定及びそれに基づく教育の確実な実施等を指導した。	H20.6.18
神戸電鉄	速度超過等によるATSの動作が多数認められたため保安監査を実施し、運転士の運転取扱い状況の適切な把握、運転士に対する速度遵守の徹底、運転曲線図、運行計画の精査等を指導した。	H20.8.1

5.3 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

- 国土交通省は、鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄軌道事業者に対して事業の改善を命じています。
- 平成 20 年度に発出した輸送の安全等に関する事業改善の命令はありません。

²² 保安監査は鉄道事業法第 56 条の規定に基づき実施する立入検査の一つであり、その監査項目等が鉄道事業等監査規則に定められています。

²³ 保安監査における行政指導に対する主な改善報告の内容等を資料4に掲載しています。

5.4 事故等の再発防止のための行政指導

○国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。平成 20 年度に行った文書による行政指導は次のとおりです²⁴。

表8: 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況 (平成 20 年度)

指導の概要	発出日
ポリエチレン製シースの試験結果改ざんに係る緊急点検と品質確保強化について	H20. 4. 1
東日本旅客鉄道株式会社羽越線列車脱線事故に係る鉄道事故調査報告書について	H20. 4. 2
東日本旅客鉄道株式会社で発生した電気火災事故について	H20. 6.13
鉄道輸送の安全の確保について ～緊急保安情報～ (湘南モノレールにおけるインシデント(信号冒進)について)	H20. 7.23
鉄軌道駅のエスカレーターの事故防止について	H20. 8. 4
島原鉄道株式会社の踏切障害事故に係る対応について	H20.12.19
鉄道線路の安全確保について(注意喚起)	H21. 2.27

5.5 踏切道改良勧告の発令状況

○国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従って踏切道の改良を実施していないと認めるとき、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。

○この勧告制度は平成 18 年度より設けられたものであり、これまでに発出された勧告はありません²⁵。

²⁴ 行政指導の内容(通達)を資料5に掲載しています。

²⁵ 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7.1 踏切保安設備の整備状況」を参考にしてください。

5.6 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」²⁶を実施しています。
- 平成20年度は、70の鉄軌道事業者に対して、計70回運輸安全マネジメント評価を行いました。

²⁶ 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> を御覧ください。